

支援措置対象者の住所漏洩について

弁護士から「訴えの提起」を目的とした申請により、支援措置対象者が所有する土地・家屋の「固定資産評価額証明書」を、本市が支援措置対象者の現住所を削除せず交付しました。後日、当該証明書の申請をした弁護士が、支援措置対象者の配偶者の委任弁護士（A）であることが判明し、支援措置対象者の現住所の漏洩が発覚しました。

※「支援措置」とは、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待などから被害者を保護するため、加害者が被害者の住所を探索することを目的とした住民票や戸籍の写しなどの取得を制限する制度です。

●事故の経緯及び経過

◎申請のあった日 令和4年10月3日

- ・ 弁護士からの郵送により、「訴えの提起」を目的とした支援措置対象者の「固定資産評価額証明書」の交付申請書を受理。
- ・ 証明書発行担当者は、交付申請書、申請した弁護士の身分証明書及び運転免許証の写しに不備がないことを確認、支援措置対象者の現住所を削除せず当該証明書を出力。
- ・ 証明書照合担当者は、出力された当該証明書の内容について確認。
- ・ 証明書発行担当者は、照合済となった当該証明書を郵送にて交付。

◎発覚した日 令和4年11月28日

- ・ 支援措置対象者の委任弁護士（B）から「固定資産評価額証明書」の交付について電話による問い合わせ。
- ・ 申請記録を調査し、支援措置対象者の現住所記載の当該証明書の交付を確認。
- ・ 令和4年10月3日に交付申請した弁護士が、支援措置対象者の配偶者の委任弁護士（A）であることが判明。

◎安全確保 令和4年11月下旬

- ・ 警察に対し支援措置対象者の安全確保の協力要請。

◎謝罪 令和4年12月上旬

- ・ 支援措置対象者の意向により、支援措置対象者の委任弁護士（B）に謝罪文を手渡し支援措置対象者に渡してもらうよう依頼。

※現在、支援措置対象者の支援措置は解除されています。

80th
Anniversary
1943-2023



●事故の原因

令和4年4月1日地方税法等の改正により、現住所掲載により生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、固定資産各種証明書の現住所を削除して交付できることとなりましたが、当該担当者は、支援措置対象者であっても弁護士の申請に対しては通常どおり交付するという思い込みから現住所を削除せずに交付してしまいました。

●示談日及び慰謝料額

- ・示談日 令和5年3月6日
- ・慰謝料額 400,000円

●再発防止対策

支援措置対象者等の固定資産各種証明書の交付に際し、管理職が証明書の現住所削除及び出力の一連の操作を実施、処理の一元化を図ることとし、チェック体制の強化及び個人情報の安全管理を徹底します。

職員に対しては、事務フローなどにより支援措置に係る各種証明書発行・交付事務手続きの周知徹底を図り管理職との連携を強化します。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市財務部固定資産税課 ☎047-366-7323

FAX047-365-9488 ✉ mckoteishisan@city.matsudo.chiba.jp

○自治省税務局固定資産税課長内かんにより示された様式

(別紙様式)

固定資産評価証明書の交付申請書

下記の裁判所に対し、下記の事件の申立てをすするため必要がありますので、下記の物件について固定資産評価証明書を交付されたく申請いたします。

なお、交付を受けた証明書を下記の目的以外に使用することはいたしません。

平成 年 月 日

市(町・村)長 殿

申請人	弁護士の場合	事務所所在地					
		氏 名					
申請人	弁護士以外の場合	本人の住所					
		本人の氏名(名称)					
申請人		代理人の住所					
		代理人の氏名					
使用目的	裁判所		支部に		訴えの提起 仮差押えの申立て 仮処分の申立て 調停の申立て 借地非訟の申立て		
物件の表示	区分	物件の所在地	家屋番号	地目(種類)	地積(床面積)	証明年度	所有者氏名(名称)
	土地・家屋					年度	
	土地・家屋					年度	
	土地・家屋					年度	
	土地・家屋					年度	
	土地・家屋					年度	

(公署記入欄)

証明番号		証明件数	通 件	台帳照合	
------	--	------	-----	------	--

(注)

- 1 弁護士が申請する場合には、次の要件を充足しているときに限り、証明書が交付されます。
 - (1) 申請人欄の上段に事務所所在地及び氏名を記入し、弁護士の職印を押印すること。
 - (2) 事務員等を使者として申請する場合には、「事務員等何某を使者として交付申請する」旨を記載した文書等を携行させること。
- 2 弁護士以外の者が申請する場合には、次の要件を充足しているときに限り、証明書が交付されます。
 - (1) 申請人欄の下段に住所及び氏名(名称)を記入し、押印すること。申請人が司法書士である場合には、職印を押印すること。
 - (2) 代理人によって申請する場合には、(1)に加え、代理人の住所及び氏名を記入し、代理人が押印した上、委任状を提出すること。ただし、司法書士が事務員等を代理人として申請する場合には、委任状の提出に代えて、「事務員等何某を代理人として交付申請する」旨を記載した文書等を携行させれば足りる。
 - (3) 窓口において職員の求めがあった場合には、申請人(本人又は代理人)は、自己の身分を証する書面及び使用目的に使用することを証する資料を提示すること(郵送による申請の場合には、使用目的に使用することを証する資料を添付すること)。ただし、司法書士が申請する場合には、これらの提示又は送付に代えて、使用目的欄の余白に囑託者の住所及び氏名(名称)を記載すれば足りる。